

## 公益社団法人東京都介護福祉士会 理事選出規程

### (目的)

第 1 条 公益社団法人東京都介護福祉士会（以下、本会）定款第 24 条に規定する理事の選出を円滑に行う為に本規程を定める。

### (正会員理事の定義)

第 2 条 本規程における正会員とは、本会定款第 5 条(1)に規定する者をいう。

### (選挙管理委員会)

第 3 条 会長は、会員等の中から選挙管理委員 3 名を指名し、選挙管理委員会を組織する。

2 会長は、正会員理事候補者選出に関する告示日（以下、告示日）前に選挙管理委員会を招集する。

3 選挙管理委員会は、理事候補者の決定に関する事務を行う。

4 選挙管理委員会は、委員の互選により委員長 1 名を選出する。委員長は選挙管理委員会を代表し、業務運営の責を負う。

5 選挙管理委員会は、理事候補者の決定を行う。

6 選挙管理委員会の補助業務は、本会事務局職員が行う。

7 現に理事である者は、選挙管理委員会の業務にかかわることができない。

8 選挙管理委員は、正会員理事に立候補する者及び推薦人になることができない。

### (理事候補者の決定)

第 4 条 正会員理事候補者の決定の際には、可能な限り、次の各号に留意する。

① 学識経験者、介護福祉士養成施設教員、現場介護職員など、多様な種別により構成されること

② 現場介護職員については、複数の領域・分野から構成されること

2 外部理事については、関係団体からの推薦を受けた者を会長が指名する。

3 正会員理事に立候補する者が、定款に定める理事定数から外部理事候補者数を減じた数を超えた場合は、正会員による投票を行い、得票順に当選者を決定する。

4 3において投票を行う正会員は、投票が開始される日現在で正会員として入会後 6 月を経過し、かつ、選挙実施年度の会費をその年度の 9 月末日までに納入している者とする。

5 立候補者が、定款に定める理事定数から外部理事候補者数を減じた数に満たない場合は、定款に定める理事定数から立候補者（正会員理事候補者）と外部理事候補者の合計数を減じた数の範囲内で、会長が候補者を推薦し、選挙管理委員会での審議を受けた上で、総会にて承認を得る。

(正会員理事の立候補)

第 5 条 正会員理事に立候補する者は正会員である推薦人複数名(別表1)の署名を添え、選挙実施年度の選挙管理委員会が定める期日までに、別に定める理事立候補届出書を選挙管理委員会に郵送にて提出する。

2 正会員理事に立候補する者及び推薦人は選挙実施年度の会費をその年度の9月末日までに納入している者とする。

3 正会員理事に立候補する者は、告示日現在で正会員として入会後3年を経過した者とする。

4 推荐人は、告示日現在で正会員として入会後1年を経過した者とする。

5 推荐人は、複数の立候補者を推薦することができない。

6 推荐人が複数の立候補者を推薦した場合は、当該推薦人の推薦を無効とする。

7 推荐人は、正会員理事に立候補することができない。

8 正会員以外の会員は、立候補することができない。

9 正会員以外の会員は、推薦人になることができない。

(理事の選定)

第 6 条 理事の選定は、定款第24条の1項に基づき、総会において審議決定する。

(正会員理事候補者選出に関する告示)

第 7 条 正会員理事候補者選出に関する告示は、原則として、理事を改選する年の前年12月1日に行う。

(規程の改廃)

第 8 条 本規程の改廃については理事会で決定する。

附則

本規程は、令和元年9月20日から施行する。

本規程は、令和元年11月18日から改定施行する

本規程は、令和5年11月13日から改定施行する。

別表1 (単位:名)

正会員数	正会員である推薦人の必要数
1600以上	10
1500～1599	9
1400～1499	8

1300～1399	7
1200～1299	6
1200 未満	5

第5条第1項に規定する正会員である推薦人の必要数は、上記の別表1のとおりとする。

なお、正会員数は、第7条に規定する告示がある年の9月末日の正会員数を基準とする。